

# 令和7年度第1回居宅介護支援事業者集団指導次第

- 1 日時 令和7年6月4日(水) 14時00分～16時00分
- 2 会場 グリーンホール 1階ホール (板橋区栄町36-1)
- 3 議題
  - (1) 療養相談室 R6 年度実績・活動報告 **〈資料：無〉**  
(板橋区医師会在宅医療センター療養相談室)
  - (2) 防災メール、いたばし防災+ポータル・アプリの登録について **〈資料：無〉**  
(防災危機管理課危機管理係)
  - (3) 板橋区個別避難計画作成・運用について **〈資料：有〉**  
(長寿社会推進課計画調整係)
  - (4) 講師派遣型ゲートキーパー研修について **〈資料：有〉**  
(健康推進課ころといのちの係)
  - (5) ハイライフいたばし入会案内 **〈資料：有〉**  
(板橋区産業振興公社ハイライフ事業グループ)
  - (6) 令和7年度板橋区介護サービス従事者勤続表彰事業について **〈資料：有〉**  
(介護保険課管理相談係)
  - (7) 定期巡回サービスについて **〈資料：有〉**  
(介護保険課施設整備・事業者指定係)
  - (8) 令和7年度板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成事業の実施について **〈資料：有〉**  
(生活支援課自立支援係)
  - (9) ・令和7年度板橋区介護保険サービス事業者等指導実施方針について **〈資料：有〉**  
・経過措置期間が終了した事項について **〈資料：有〉**  
・医療情報突合・縦覧点検について **〈資料：有〉**  
・事故報告書の実績について **〈資料：有〉**  
(介護保険課指導係)
- 4 資料のみ
  - (1) 区ホームページにおける「高齢者救急医療情報キット (命のバトン)」作り方の掲載について (長寿社会推進課高齢者相談係)
  - (2) あんしん認知症ガイド (認知症ケアパス)、GPS (探せるナビ) チラシ、認知症の方を介護する家族のための交流会チラシ、本人ミーティングチラシ、初期集中支援事業チラシ (おとしより保健福祉センター 認知症施策推進係)
  - (3) ネットワーク通信 (くらしと観光課消費者センター)
  - (4) 郵便等による不在者投票ができます (選挙管理委員会事務局)

## 留意事項

ご質問につきましては、受付にある所定の用紙に内容等をご記入のうえ受付にご提出ください。また、後日提出される場合は介護保険課指導係の窓口にご持参いただくか、電子メール、FAX、郵便でお送りください。内容を確認のうえ、担当する所管より回答させていただきます。

介護保険課指導係

電話:03-3579-2386

E-mail:ki-shido@city.itabashi.tokyo.jp

# 板橋区個別避難計画作成・運用について

健康生きがい部 長寿社会推進課

# (1) 個別避難計画とは…

災害時に一人では避難することが  
困難な方(避難行動要支援者)について、

- 誰                      と                        いつ                      
- どうやって                        どこに                      

避難するのかを記載した計画のことです。

# (2)過去に起きた各地の豪雨災害

平成28年8月 台風10号



岩手県岩泉町 小本川

写真:国土交通省

平成29年7月九州北部豪雨



大分県日田市小野地区 斜面崩壊

写真:九州地方整備局

令和6年9月石川県奥能登豪雨



石川県珠洲市

写真:石川県ホームページから

令和6年9月石川県奥能登豪雨



石川県輪島市

写真:石川県ホームページから

■ 令和元年台風19号は、戦後3番目の水位を記録

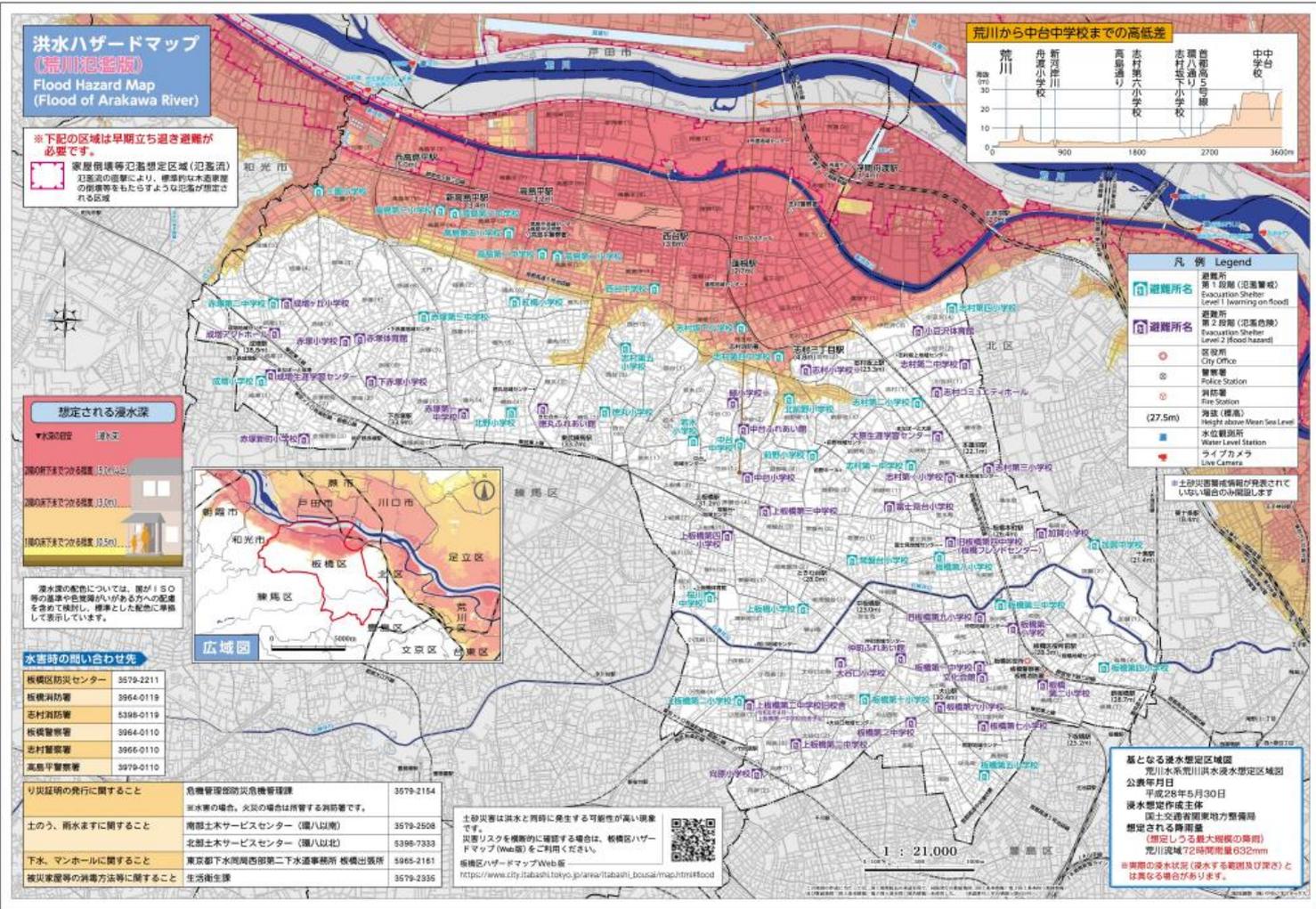


【平常時】

東京都北区 荒川 岩淵水門付近

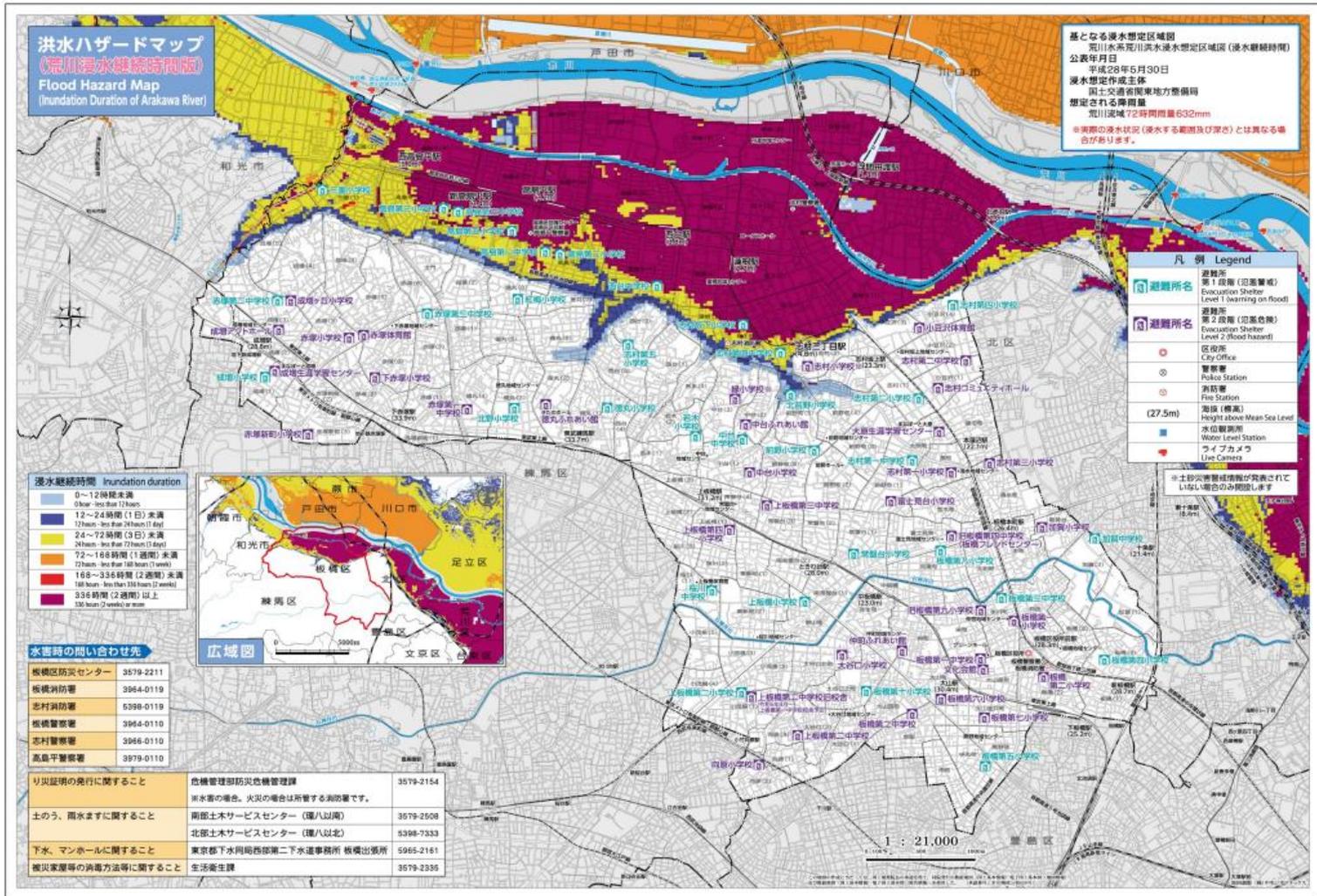
# (3)洪水ハザードマップ(荒川氾濫版)

## 区北部に浸水エリアが集中している



# (4)洪水ハザードマップ(荒川浸水継続時間版)

## 最大で2週間以上浸水してしまう地域がある



# (5) 個別避難計画作成に至る背景

## ① 課題

全国的に多発している豪雨災害で亡くなった方の多くが**高齢者等の要配慮者**でした ⇒ 何らかの対策が不可欠となりました。

## ② 対策

- ◆ 令和3年5月に災害対策基本法を改正
- ◆ 各自治体で、一人ひとりの避難方法を事前に取り決めた「個別避難計画」を**災害の危険度が高いところから優先的に作成していく**ことを市区町村の努力義務としました。

## ③ 実行

区では、区北部に荒川と新河岸川が流れていること、あらかじめ災害の発生が予測できることから、水害時のリスクが特に高い地域に居住している避難行動要支援者を対象として、個別避難計画の作成を進めていくこととなりました。

# (6) 個別避難計画を作成する理由

発災時、それぞれの立場で困っていること、課題を解決するために作成しています。

区

対象者の命を守りたい

無事に避難してほしい

…でも、助けに行けない

対象者

自分の命を守りたい

無事に避難したい

誰かに助けをもらいたい

事業者

対象者が無事か心配

安否確認ぐらいはできるけど

…でも、助けに行けない

個別避難計画を作成することで

計画どおりに行動すれば、適切なタイミングで、適切な避難場所へ、避難して、命を守ることができます。

# (7) 個別避難計画の作成を委託する理由

区は、主に居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に作成を委託することで、計画を作成しています。

区職員が作成

- ・ 初対面のため、うまく情報を聞き取れない可能性がある
- ・ 一般的な内容しか教えてもらえない可能性がある

ケアマネが作成

- ・ すでに関係性ができているため、必要な情報を知っている
- ・ ケアマネが把握している必要な情報を計画に載せることができる



初めて会う職員が作成するより、日頃から関係性ができているケアマネジャーが作成することで、本人負担の軽減になり、かつ実効性のある計画を作成するためです。

## (8) 令和7年度個別避難計画作成対象者

令和4年度から令和8年度にかけて対象地域を拡大して作成中

対象者数・・・約560人(避難行動要支援者名簿の記載に同意している方)

対象地域・・・舟渡・新河岸地区の居住者

新河岸川以南から高島通りまでの地区(※1)の居住者

家屋倒壊等氾濫想定区域内(※2)居住者

土砂災害警戒区域内の居住者

高島通り以南の浸水域(※3)の低層階(1～3階)居住者

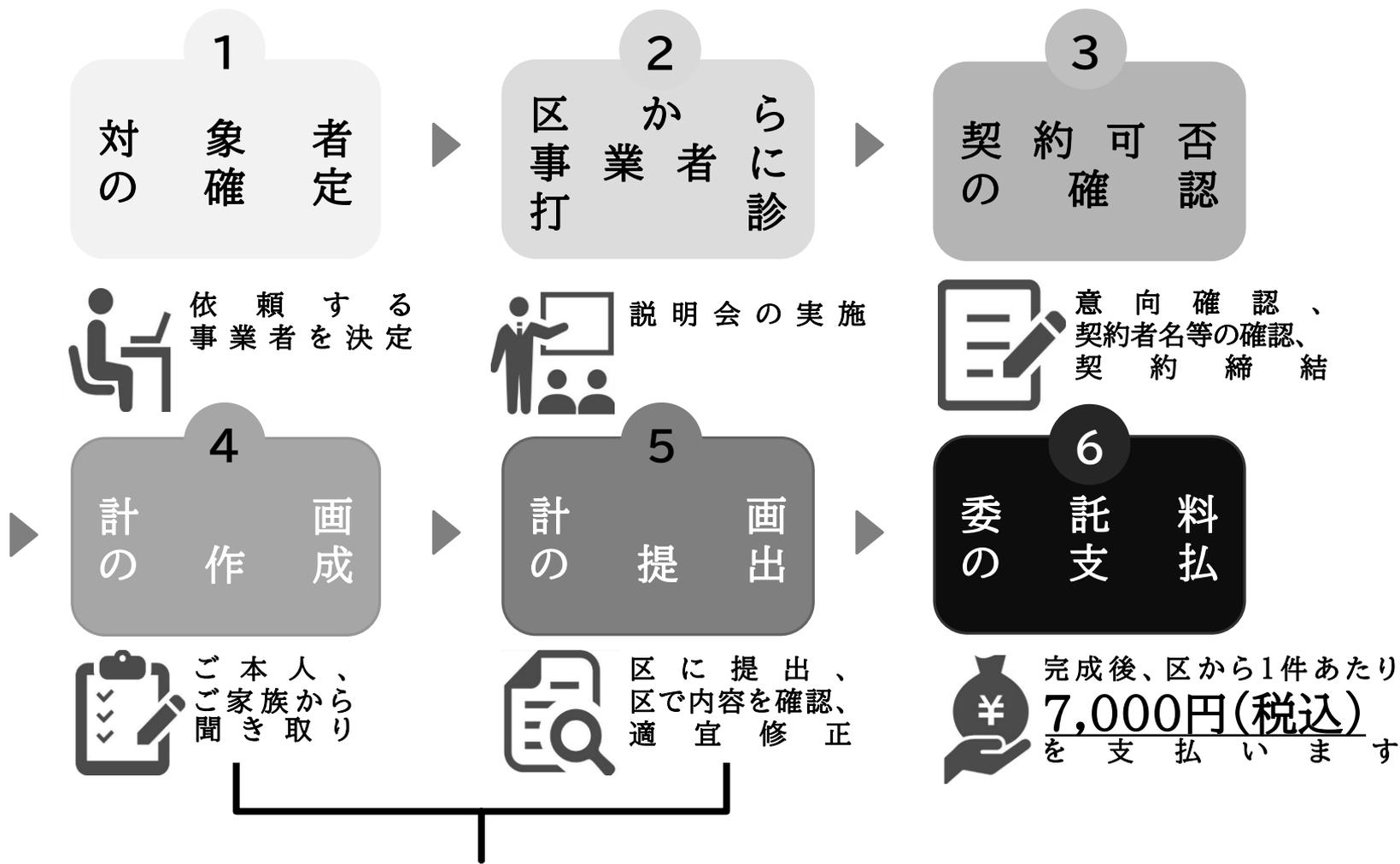
※1:三園二丁目、高島平六から九丁目、蓮根三丁目、坂下三丁目、東坂下二丁目

※2:高島平六から七丁目、三園二丁目の一部

※3:主に三園一丁目、高島平一から五丁目、蓮根一丁目・二丁目、坂下一丁目・二丁目、東坂下一丁目、相生町、志村三丁目など

# (9) 個別避難計画の作成・フロー

令和6年度から介護高齢部門を健康生きがい部、障がい部門を福祉部が取りまとめています



④と⑤を事業者様に依頼します

# (10) 個別避難計画を活用した避難フロー



# (11) 避難支援の責任や義務について

事業者、支援者、区市町村に避難支援についての法的な責任や義務を負わせるものではないとされています。

内閣府が作成した平成25年8月（令和3年5月改訂）

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」  
の13ページより抜粋

- ・個別避難計画は、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであって、市町村や、個別避難計画作成の関係者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではない。

上記の前提を理解していただいた上で、対象者へ計画作成の同意確認を実施しています。

# (12) 個別避難計画とケアプランの記載内容

共通する情報と個別避難計画特有の情報があります

## 共通する情報 (すでに把握しているもの)

- ☑ 本人の基本情報  
(様式-1)
- ☑ 緊急連絡先一覧  
(様式-2)
- ☑ 利用している  
サービス  
(様式-3)



新たに作成  
するのは、  
実質様式-  
4から6の3  
ページのみ

## 個別避難計画特有の情報 (新たに把握するもの)

- ☑ 避難場所  
(様式-4)
- ☑ 避難のタイミング  
(様式-5)
- ☑ 避難時、避難先  
で気をつけること  
(様式-6)

# (13) 個別避難計画様式について

- ・板橋区個別避難計画様式

様式－1～様式－6までの6ページで構成されています。  
詳細は別紙をご確認ください。

# (14) 今後のスケジュール

令和7年4月28日に区で抽出した作成対象者に対し、個別避難計画作成の同意確認を郵送にて実施しました。

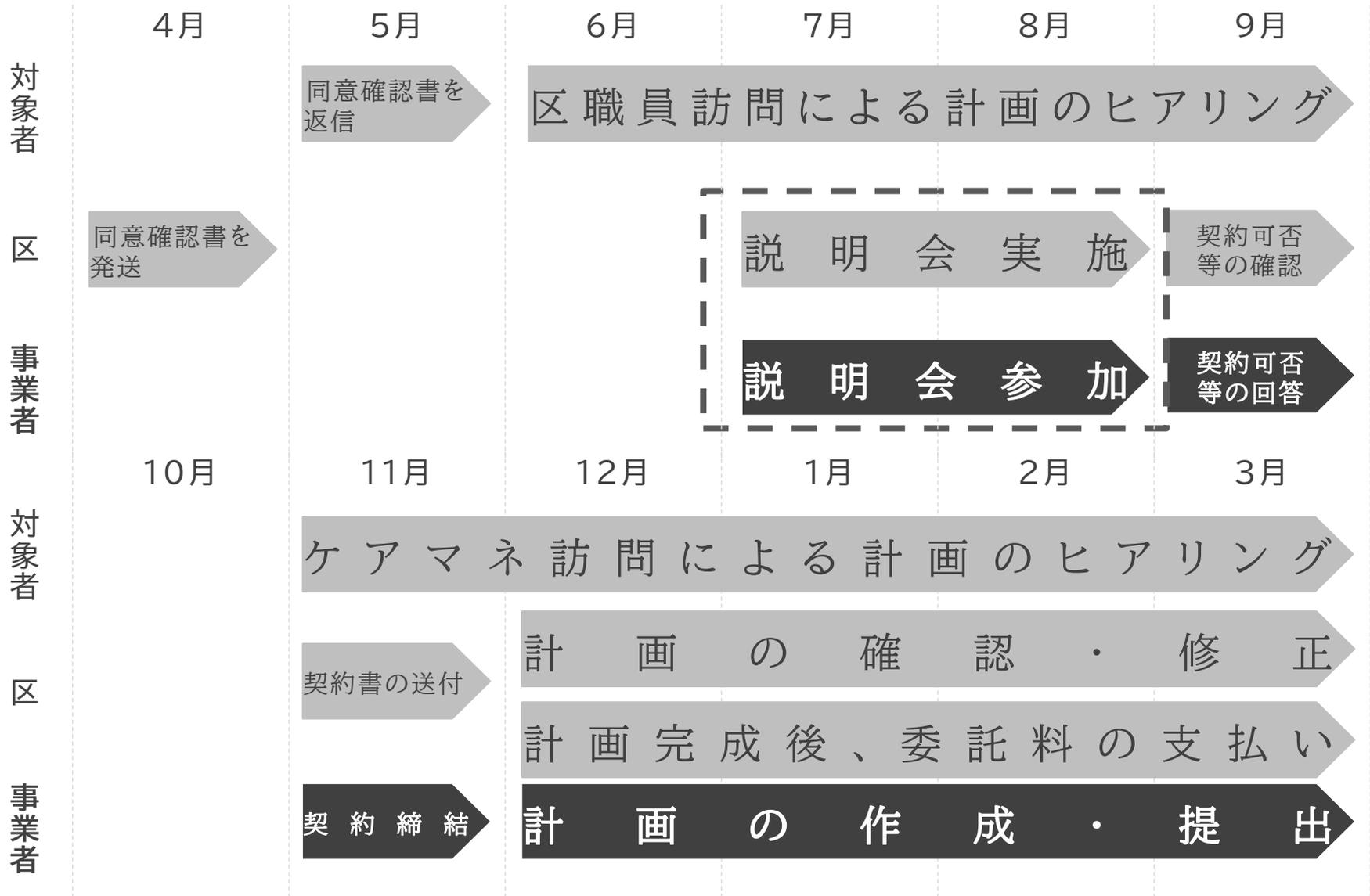
対象者への同意確認時に、同意確認書に利用している居宅介護支援事業所を記入していただきました。

その後、該当の居宅介護支援事業所向けの説明会を実施後、作成の可否について確認させていただき、順次委託契約を交わし、作成に取り組んでいきます。

委託期間：委託締結日から令和8年3月31日まで

※区の確認作業にあたり、令和8年1月31日までに計画(案)を提出していただきます。

# (15) 今後のスケジュール表(目安)



対象者の命を守るため、皆様のご協力をお願いいたします。

本日はご参加いただき、ありがとうございました。

※板橋区の各種ハザードマップはホームページ(下記二次元コードリンク先)にてご確認いただけます。



板橋区健康生きがい部



※板橋区の各種ハザードマップはホームページ(二次元コードリンク先)にてご確認ください。

台帳番号

様式 - 1

## 板橋区個別避難計画（様式）

※風水害発生時にあなたの命を守るための計画です。

作成年月日	令和	年	月	日
更新年月日	令和	年	月	日
作成事業所				担当者
住所				
電話			FAX	
メール				

※避難する際にはこの計画を避難所にお持ちください。

### ■本人情報

フリガナ 氏名			性別		生年 月日	
住所						
電話	自宅：		FAX			
	携帯：					
メール						
身長	cm		体重	kg		
介護認定				認知症		
障害者手帳						
愛の手帳						
留意事項	※身体障害者手帳所持者で部位ごとの等級があれば、こちらに記入してください。					
ハザードの状況等 ※ハザードマップで各自確認してください。	水害（浸水深）		<input type="checkbox"/> 0.5m～3.0m未満 <input type="checkbox"/> 3.0m未満～5.0m未満 <input type="checkbox"/> 5.0m以上			
	土砂災害		<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域			

■要支援者に係る緊急連絡先一覧表

連絡先 1	フリガナ氏名		続柄		
	住所				同居・別居
	電話	自宅： 携帯：	FAX		
	メール				
連絡先 2	フリガナ氏名		続柄		
	住所				同居・別居
	電話	自宅： 携帯：	FAX		
	メール				
連絡先 3	フリガナ氏名		続柄		
	住所				同居・別居
	電話	自宅： 携帯：	FAX		
	メール				

■避難同行者一覧表

※実際に一緒に避難する方を記入してください

連絡先 1	フリガナ氏名		続柄		
	住所				同居・別居
	電話	自宅： 携帯：	FAX		
	メール				
連絡先 2	フリガナ氏名		続柄		
	住所				同居・別居
	電話	自宅： 携帯：	FAX		
	メール				
連絡先 3	フリガナ氏名		続柄		
	住所				同居・別居
	電話	自宅： 携帯：	FAX		
	メール				

※必要に応じ、この様式をコピーして使用してください。

板橋区では災害時や避難訓練の際に、避難支援者の方がケガをしたり、要支援者にケガをさせてしまったりした際に補償できる保険に加入しています（ただし、配偶者、生計を共にする同居の親族、別居の未婚の子、業務として支援する福祉専門職を除く）。万が一事故が起こった際には板橋区にご連絡ください。

■利用中の医療福祉サービス一覧表

介護保険 総合事業	サービス			
	事業所名			
	電話		FAX	
	曜日		時間帯	: ~ :
	サービス			
	事業所名			
	電話		FAX	
	曜日		時間帯	: ~ :
	サービス			
	事業所名			
	電話		FAX	
	曜日		時間帯	: ~ :
障害福祉 児童福祉	サービス			
	事業所名			
	電話		FAX	
	曜日		時間帯	: ~ :
	サービス			
	事業所名			
	電話		FAX	
	曜日		時間帯	: ~ :
	サービス			
	事業所名			
	電話		FAX	
	曜日		時間帯	: ~ :
医療機関	名称	(担当医: )		
	電話			
	名称	(担当医: )		
	電話			
	名称	(担当医: )		
	電話			
移送 事業者	名称			
	電話			
	名称			
	電話			
	名称			
	電話			

※必要に応じ、この様式をコピーして使用してください。

## ■ あなたの避難行動計画

### 1. 避難場所 ※避難先が浸水地域ではないか事前に確認してください

どこへ	<input type="checkbox"/> 家族・知人宅	優先順位 ( )
	名称 ( ) 宅 ) 住所 ( )	
	<input type="checkbox"/> 普段利用している施設	優先順位 ( )
	名称 ( ) 住所 ( )	
	<input type="checkbox"/> 指定避難所① ↓プルダウンから選択	優先順位 ( )
	住所 ( )	
どうやって	<input type="checkbox"/> 指定避難所② ↓プルダウンから選択	優先順位 ( )
	住所 ( )	
	<input type="checkbox"/> ホテル等宿泊施設	優先順位 ( )
	名称 ( ) 住所 ( )	
	<input type="checkbox"/> その他	優先順位 ( )
	名称 ( ) 住所 ( )	
誰と一緒に	<input type="checkbox"/> 徒歩	<input type="checkbox"/> 公共交通機関
	<input type="checkbox"/> 車イス	<input type="checkbox"/> タクシー
	<input type="checkbox"/> 車 ( ) が運転)	<input type="checkbox"/> その他 ( )
何を持って (携行品)	<input type="checkbox"/> 家族・知人 ( )	<input type="checkbox"/> 施設職員 ( )
	<input type="checkbox"/> 支援者 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 常備薬・お薬手帳	<input type="checkbox"/> ハンカチ・タオル
	<input type="checkbox"/> つえ	<input type="checkbox"/> 非常食・飲料水 (最低3食分)
	<input type="checkbox"/> めがね	<input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器
	<input type="checkbox"/> 上履き・スリッパ	<input type="checkbox"/> 生理用品
	<input type="checkbox"/> 補聴器	<input type="checkbox"/> 車いす
	<input type="checkbox"/> インシュリン注射器	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 大人用おむつ・おしりふき	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 入れ歯・洗浄剤	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 下着・靴下・着替え上下	<input type="checkbox"/>
	安否確認の ため、避難 後誰に連絡 するか	<input type="checkbox"/> 家族・知人 ( )
<input type="checkbox"/> 支援者 ( )		
<input type="checkbox"/> 施設職員 ( )		



家族構成・ 同居情報等	
避難時の 留意事項	
避難生活の 留意事項	
その他 特記事項	

上記の内容について、誤り等がないことを確認し、避難支援等を実施に携わる関係者への情報提供について承諾します。この計画の実施は関係者自身の安全が前提であるため、計画の作成により災害時の避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、関係者は法的な責任や義務を負うものではないことについて了承します。また、避難する際の、**移動経費や滞在経費は自身で負担します。**

氏名(自署)

代理署名

(本人との関係)

住所

出張

# ゲートキーパー研修

＼ 無料で講師を派遣します！ ＼



身近な人の自殺防止のため、ゲートキーパーが注目されています。

悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。

板橋区ではゲートキーパーを増やすため、出張して「ゲートキーパー研修」を開催します。

身近な人の変化に気づいて、うまく寄り添えるようになるための心得を身に付けてみませんか？

## ゲートキーパーとは

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。



## ご利用条件

- ▶ 板橋区在住、在勤、在学の方が含まれている当日**5名以上**参加できるグループ・団体
  - ▶ 実施日時: 年末年始を除く日 / 午前**9時**～午後**9時**
  - ▶ 研修時間: **2～3時間**
  - ▶ 会場の確保や設営はグループ・団体でお願いいたします。
- ★ 申込状況によっては希望にお答えできない場合がございます。あらかじめご了承ください。

## 研修内容

- 自殺の現状と背景
- ゲートキーパーの役割
- 悩んでいる人への対応方法 など

内容について、ご要望も伺います。ご相談ください。

## 申込・問い合わせ先

板橋区役所健康生きがい部健康推進課ころといのちの係  
TEL: 03-3579-2329 MAIL: ki-inochi@city.itabashi.tokyo.jp

# 自殺の背景と予防



## ▶ 自殺は、その多くが心理的に 追い込まれた末の死です。

自殺は個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、実際には社会的要因などの様々な事柄が複雑に関係していて心理的に追い込まれた末の死といえます。自殺する人の多くが、直前にはうつ病やアルコール依存症など、心の健康度が低下した状態になっていると言われています。

## ▶ 自殺は防ぐことができる 社会的な問題とされています。

“社会による適切な介入や自殺に至る前の適切な治療などの努力で避けることができる死である”という認識のもと、世界各国で自殺対策が講じられています。そして、死にたいと考えている人も「生きたい」という気持ちの間で激しく揺れ動いており、自殺の危険を示すサインを発していることが多いです。



## 自殺予防の十箇条

次のようなサインを数多く認める場合は、自殺の危険が迫っています。  
是非、早い段階で専門家に診てもらいましょう。

- 1 うつ病の症状に気をつけよう  
(気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断できない、不眠が続く)
- 2 原因不明の身体の不調が長引く
- 3 酒量が増す
- 4 安全や健康が保てない
- 5 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 6 職場や家庭でサポートが得られない
- 7 本人にとって価値あるもの(職、地位、家族、財産)を失う
- 8 重症の身体の病気にかかる
- 9 自殺を口にする
- 10 自殺未遂におよぶ

参考:厚生労働省「職場における自殺の予防と対応」



こころもからだも良好な状態を保ち続けるために、  
自分の状態に意識を向けましょう。  
あなたの悩みに耳を傾けてくれる相談窓口があります。

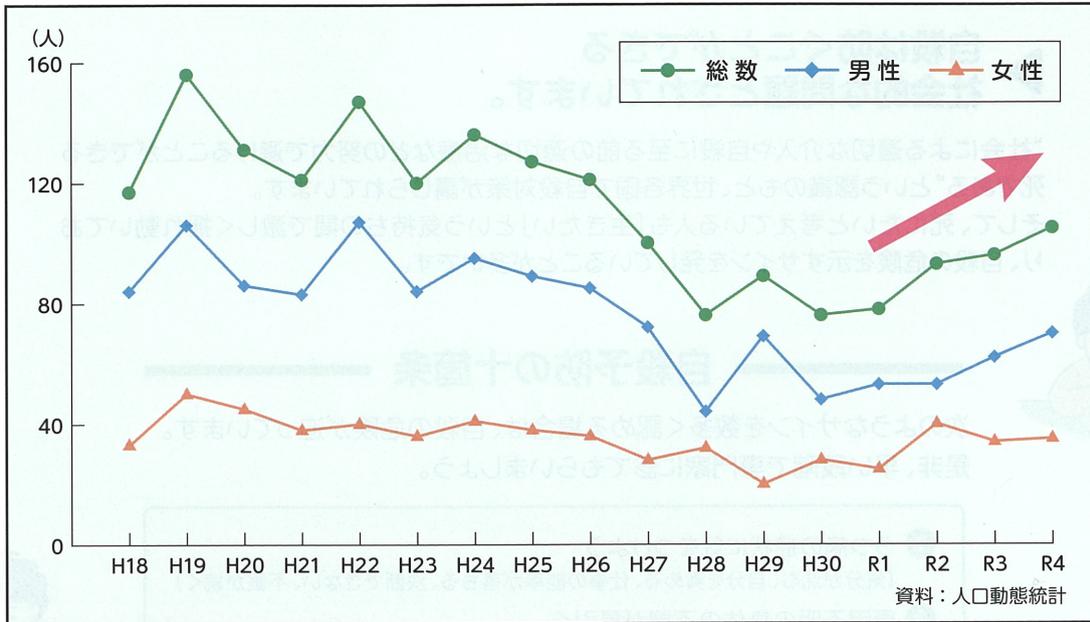
こころと生活の相談窓口



# 板橋区の自殺の現状

板橋区の自殺者数は、平成19(2007)年の156人をピークに、平成28(2016)年には76人まで減少しましたが、令和元(2019)年から4年連続で増加しています。国や都も近年自殺者が増加傾向にあります。自殺未遂者は自殺者の20倍といわれています。自殺は決して他人事ではありません。

## ▶ 板橋区の男女別の自殺者数の年次推移



## ▶ 板橋区の年齢階級別死因 令和4(2022)年

年代	第1位	第2位	第3位
10歳未満	不慮の事故	悪性新生物	—
10 - 19	自殺・不慮の事故		悪性新生物
20 - 29	自殺	心疾患・不慮の事故	
30 - 39	自殺	悪性新生物	肝疾患
40 - 49	悪性新生物	自殺	心疾患・脳血管疾患
50 - 59	悪性新生物	心疾患	自殺
60 - 69	悪性新生物	心疾患	肝疾患
70 - 79	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
80歳以上	悪性新生物	老衰	脳血管疾患

10歳代から50歳代までの死因は、自殺が上位を占めています。

これは毎年同じ傾向にあります。

会社・工場・商店などで働くみなさまの福利厚生を  
お手伝いします！！

# ハイライフいたばし

## 会員大募集！！



### 充実のサービス！！



### 余暇活動

旅行  
レジャー  
イベント等

### 生活安定

給付金  
割引あっせん

### 健康増進

健康診断  
人間ドック等

(公財) 板橋区産業振興公社  
ハイライフいたばしサービスセンター  
〒173-0004 板橋区板橋1-55-16

☎ 03-5375-8102

E-mail [highlife-sc@itabashi-sangyo.jp](mailto:highlife-sc@itabashi-sangyo.jp)



／  
LINE公式アカウント  
＼



／  
ホームページ  
＼

## 入会できる方

- 板橋区内の中小企業等に勤務する方及び事業主
- 板橋区内在住で、区外の中小企業等に勤務する方及び事業主

## 入会金・会費

- 入会金 200円
- 月額会費 500円

# 魅力的なサービスメニュー

## 旅行・レジャー



- ◇宿泊施設利用補助  
1泊 3,000円補助 5泊まで
- ◇東京ディズニーリゾート補助券  
1枚1,000円補助 4枚まで
- ◇アソビュー（レジャー施設予約サイト）  
1クーポンコード1,000円補助 2コードまで
- ◇スパリゾートハワイアンズ入場券  
大人3,570円が500円 30枚まで
- ◇レジャー施設補助券 15枚まで  
約30施設が割引で利用できます。
- ◇日帰り温泉施設等補助券 18枚まで  
約30施設が割引で利用できます。
- ◇日帰りバスツアー  
約30%割引  
名所観光、果物狩り等の体験、充実のランチなど、ボリューム満点です。



## 給付金



- 祝金
- ◇結婚祝金・出生祝金 10,000円
  - ◇就学祝金（小中学校） 5,000円
  - ◇20歳祝金 5,000円 など
- 慶弔金・見舞金
- ◇死亡弔慰金 10,000円～100,000円
  - ◇入院見舞金 5,000円～20,000円 など

## あっせん

- ◇商品券、プリペイドカードの割引
- ◇映画、観劇、コンサート、美術館  
スポーツ観戦チケット等の割引

## 健康診断



- ◇日曜健康診断  
基本検査のほか、胃X線、大腸がん検査  
等が割引で利用できます。

## 人間ドック

- ◇人間ドック（15,000円補助）  
乳腺ドック（3,000円補助）  
40歳以上 年1回利用できます。
- ◇脳ドック（7,000円補助）  
40歳以上2年に1回利用できます。



# このほかにも、お得なサービス盛りだくさん！！

入会ご希望の事業所様（個人入会も可）

FAX 03-5375-8104

事業所名 (個人名)		入会 人数	人
住 所	〒		
電 話		事業所 ご担当者様	
ご紹介者様	会員番号 ( ) 氏 名		電話

ハイライフいたばし入会キャンペーン

# 入会金・会費無料

キャンペーン期間2025.7.10～8.15

QUOカード1,000円分プレゼント

## 新規入会特典

### 1 入会金200円と

入会月から最大3か月分の会費が**無料**

※1件4人までの新規入会で、1人につき会費1,000円が無料（月500円×2か月）

1件5人以上の新規入会で、1人につき会費1,500円が無料（月500円×3か月）

### 2 さらに入会された方全員に

**QUOカード1,000円分**プレゼント

#### \* 入会できる方 \*

板橋区内の中小企業等に勤務する方及び事業主

板橋区在住で、区外の中小企業等に勤務する方及び事業主

#### \* 紹介者特典 \*

新規入会事業所をご紹介いただいた会員の方に、

入会いただいた会員数のQUOカード1,000円分をプレゼント

（ただし、1件5枚まで）

#### お問い合わせ

公益財団法人 板橋区産業振興公社

ハイライフいたばしサービスセンター

〒173-0004 板橋区板橋1-55-16

TEL:03-5375-8102 FAX:03-5375-8104

ハイライフいたばしLINE公式アカウント 友だち募集中!



## 入会できる方

- 板橋区内の中小企業等に勤務する方及び事業主
- 板橋区内在住で、区外の中小企業等に勤務する方及び事業主

## 入会金・会費

- 入会金 200円
- 月額会費 500円

# 魅力的なサービスメニュー

## 旅行・レジャー



- ◇宿泊施設利用補助  
1泊 3,000円補助 5泊まで
- ◇東京ディズニーリゾート補助券  
1枚1,000円補助 4枚まで
- ◇アソビュー（レジャー施設予約サイト）  
1クーポンコード1,000円補助 2コードまで
- ◇スパリゾートハワイアンズ入場券  
大人3,570円が500円 30枚まで
- ◇レジャー施設補助券 15枚まで  
約30施設が割引で利用できます。
- ◇日帰り温泉施設等補助券 18枚まで  
約25施設が割引で利用できます。
- ◇日帰りバスツアー  
約30%割引  
名所観光、果物狩り等の体験、充実のランチなど、ボリューム満点です。



## 給付金



- 祝金
- ◇結婚祝金・出生祝金 10,000円
  - ◇就学祝金（小中学校） 5,000円
  - ◇20歳祝金 5,000円 など
  - 慶弔金・見舞金
  - ◇死亡弔慰金 10,000円～100,000円
  - ◇入院見舞金 5,000円～20,000円 など

## あっせん

- ◇商品券、プリペイドカードの割引
- ◇映画、観劇、コンサート、美術館  
スポーツ観戦チケット等の割引

## 健康診断



- ◇日曜健康診断  
基本検査のほか、胃X線、大腸がん検査  
等が割引で利用できます。



## 人間ドック

- ◇人間ドック（15,000円補助）  
乳腺ドック（3,000円補助）  
40歳以上 年1回利用できます。
- ◇脳ドック（7,000円補助）  
40歳以上2年に1回利用できます。

**このほかにも、お得なサービス盛りだくさん！！**

入会ご希望の事業所様（個人入会も可）

FAX 03-5375-8104

事業所名 (個人名)			入会 人数	人
住 所	〒			
電 話		事業所 ご担当者様		
ご紹介者様	会員番号 ( ) 氏 名		電話	

令和7年6月4日

区内介護サービス事業者 様

板橋区役所介護保険課

## 板橋区介護サービス従事者 勤続表彰事業について（通知）

日頃より、板橋区の介護保険事業について、ご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。  
板橋区では、介護サービスを通して区民に貢献され、他の模範となる介護業務従事者の方に対して、表彰状の授与を行います。

### 記

#### 1 趣旨

板橋区内の介護サービス事業所において、介護関係業務に精励した方に表彰状を授与し、介護関係業務に携わる方の定着を図ることを目的とします。

#### 2 対象者（令和6年度実績）

板橋区内の介護サービス事業所において、常勤従事者として、介護サービスの向上に熱意を有し、他の模範となる介護サービスの提供に努めている方で、次に掲げる要件のいずれかに該当する方。

- (1) 令和6年4月1日時点で、介護サービス利用者の処遇に直接携わる介護関係業務(※)に、通算して10年以上従事し、かつ、同日現在、区民に対してその業務を行っている方。
- (2) 令和6年4月1日時点で、介護サービス利用者の処遇に直接携わる介護関係業務に、産休・育休・介護を理由として休職・退職し、復職を経て通算して8年以上従事している方で復職後1年以上経過し、かつ、同日現在、区民に対してその業務を行っている方。

※「介護関係業務」とは、以下の例のような職種の方が行う業務を指します。

例) 介護職員・訪問介護員・生活相談員・支援相談員・機能訓練指導員・介護支援専門員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師・看護職員・栄養士等

※ 詳細につきましては、令和7年8月頃に板橋区ホームページにて公表する予定です。

#### 3 令和6年度事業実績

被表彰者：58名

推薦のあった事業者：23事業者

#### 4 令和7年度事業スケジュール（予定）について

令和7年 9月 被表彰候補者推薦受付開始

※推薦手続に関する案内や必要書類、表彰対象者の要件について、板橋区ホームページに掲載しますのでご確認ください。

※事業者の代表者（管理者）名で推薦書をご提出いただきます。

令和7年10月 被表彰候補者推薦受付〆切

令和7年11～12月 表彰者内定通知及び表彰式案内通知の送付

令和8年 2月 表彰式

※ 詳細の日時等は、推薦受付開始の案内時（令和7年8月頃）に、板橋区ホームページ上で詳しくお知らせする予定です。

なお、上記スケジュール（予定）は変更となる場合がありますので、ご了承ください。

【問合せ先】板橋区役所健康生きがい部介護保険課管理相談係

電話：3579-2357



# はじめに

定期巡回が創設されて12年が経過しましたが、  
まだまだ使い方がよくわからないというお言葉を頂きます。  
板橋区では、現在10事業所が定期巡回を展開しており  
最後まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすために必要な  
地域密着型サービスです。  
ぜひ、このサービスを活用して頂きたいです。

定期巡回サービスは  
定期的な訪問に加え、緊急時には随時訪問を実施し  
日中・夜間を通じて巡回し、介護と訪問看護の両方が連携を行い  
住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることが出来るよう  
医療・介護が一体的にサポートする介護保険サービスです

従来型の訪問介護とは違い、  
随時訪問等の特性上、エリア範囲があり、  
各事業所の特性を生かしたサービスを展開していますが、  
「よくわからない」「断られた」「エリアが違うといわれた」等を理由に  
広く活用されてないのが現状です。

このたび、板橋区内の定期巡回事業所の管理者が集まり、  
定期巡回サービスを普及していくため、居宅介護支援事業所の  
ケアマネージャーの方やサービス提供事業者の方向けに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」  
普及ガイドブックを作成いたしました。

このサービスの概要事業者ごとの特徴を掲載しています。

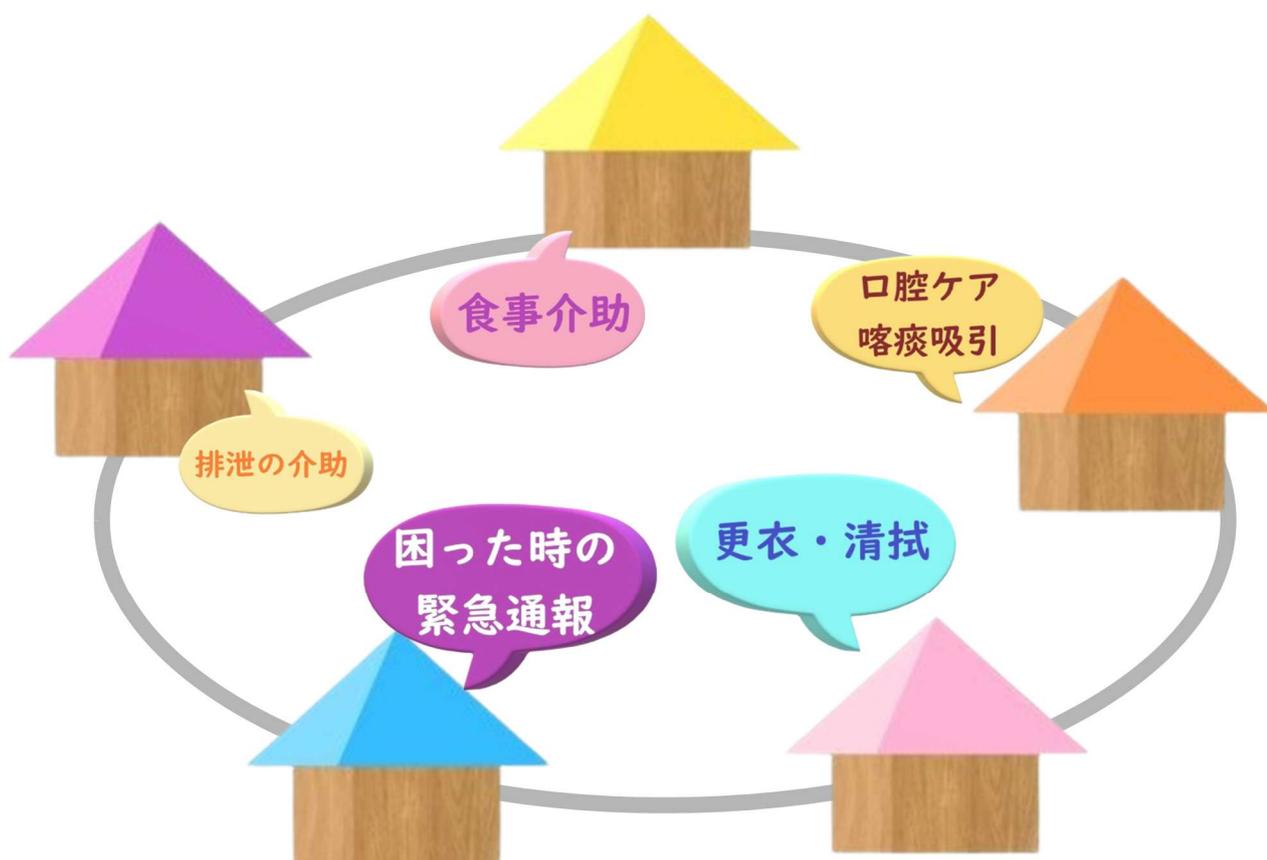
ケアマネージャーの方やサービス提供事業者の方をはじめ、  
区町村、地域包括支援センターの方にもご一読いただき、  
ご活用いただければ幸いです。

2025年3月

板橋区定期巡回事業所 管理者一同

# 目次

- 1・サービス概要
- 2・サービス利用をすすめるために
- 3・各事業所のサービス提供エリア
- 4・各事業所の特徴



24 時間 365 日



# 1・サービス概要



住み慣れた地域や住まいで  
最後まで自分らしく暮らしたい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は「単身・重度の要介護者」であっても在宅生活の継続が難しいと限界を感じるハードルを下げると同時にご利用者様の自立を支援し、状態変化を緩やかにすることで「住み慣れた地域や住まいで最後まで暮らしたい」という希望をかなえることが出来るサービスです。

## POINT・1

### 24時間 365日切れ目のない安心感を得ることが出来るサービス

本サービスは4つのサービスを基本としており、利用者はヘルパーが巡回に来ていない時間も24時間 365日随時コールでオペレーターと繋がります  
そのため、利用者やその家族は、排泄介助が必要な時や転倒した時などの緊急時には、いつでもオペレーターに助けを求めることが可能です。

#### 基本サービス

- ①巡回（定期訪問）
- ②随時コール（24時間 365日切れ目のないつながり）
- ③随時訪問（随時コールを受けての訪問）
- ④月に1回看護師によるアセスメントが行われます

利用者や家族にとっては24時間 365日、巡回と随時コールの組み合わせは自宅にしながら、施設や病院のようにコールをすると介護士が訪問するという安心感をもたらします。

看護師によるアセスメントは毎月介護と共有され、ケア内容に反映されて行われていきます

## POINT・2

### 利用者のできることを増やす（減らさない）事ができるサービス

本サービスは4つのポイントから、利用者様やご家族様に対し、自立支援のための努力や挑戦が実行されやすくなっています

#### POINT

- ①包括（月決め）報酬のため、サービス量が増減しても、サービス提供事業者の収入は変わりません
- ②最低〇〇分以上訪問しなければならない。  
訪問時間を2時間開けなくてはいけないという縛りが無く、声掛けや安否確認だけの訪問も可能です
- ③日々の状態変化に応じて、サービス提供事業者の判断により、柔軟に内容、回数、時間の変更が可能。
- ④随時コールがあるため、利用者はいつでも緊急時に助けを求めることができます

従来の訪問介護ではケアマネージャーのアセスメントにより

サービス提供内容・回数・時間が決定されます

本サービスでは、ケアマネージャーのアセスメントに基づくほか、サービス提供事業者が利用者のその日の状況により出来る事、出来ない事を見極めよりきめ細かいサービス内容を決定していきます。

したがって利用者は必要な内容・回数・時間でのサービスを受けやすくなります

## POINT・3

### 体調悪化時には素早く柔軟に対応できるサービス

本サービスのポイントである。内容・回数・時間を利用者の日々状態に応じて変更できるという柔軟性は、体調悪化時にもその効果を発揮します。

本サービスはケアマネージャーとの密接な連携を前提として、サービス提供事業者の判断で

巡回回数を増やしたり、時間を延長したりすることが可能なほか

巡回以外に発熱時対応で水分補給やバイタル測定をする随時訪問をすることを

サービス提供事業者の判断で可能になります

## 2・サービス利用をすすめるために

### あるある Q&A

質問	× 誤解	○正しい理解
訪問回数	要介護1なら1日1回、 要介護2なら1日2回と 要介護度に応じて訪問回数 が決められている	訪問回数が決まっている事はありません。 利用者の心身状態に応じた柔軟なサービスが 本サービスの特徴です
対象者	訪問看護のニーズがある利用 者が対象	介護ニーズのみの場合、訪問介護のみの利用 も可能です。その場合でも、利用者に対し、本 サービスの看護師による定期的なアセスメント及 びモニタリング（概ね月1回程度）が行われま す
対象者	要介護度が高い人が対象	板橋区内在住の要介護度1からご利用が出 来ます。生活支援のみのご利用も可能です
エリア	サービス提供事業所から一定 程度離れた場所に住む利用 者へのサービス提供は出来な い	板橋区内でしたら一定の距離が離れている事だ けをもってサービス提供が出来ない訳ではありま せん。当該事業所において、随時コールがあつて から30分以内に駆けつけるような体制があるこ とが条件です。
随時訪問	巡回以外はほぼ難しいと言わ れた	随時コールは要介護度に関わりなくサービスの一 つです。利用者やその家族が排泄の介助が必要 な時、転倒した時などの緊急時にはいつでも オペレーターに助けを求めることが出来ます。
負担額	利用者負担率が多い	『時間に縛られない巡回』『緊急時の24時間 随時訪問』と、従来の訪問介護では対応して いないサービスも含まれます。
一体型と連携型	同じでしょう	それぞれに特徴があります 一体型は看護師も事業所が一緒なので 医療連携や緊急時の対応が早く、情報も共有 率が高いです。また事業所によってはインシュリン 等の対応も行っています 連携型は訪問看護事務所と連携をとっています 1事業所で連携先の看護は数件契約している ので連携先の看護事務所を選ぶこともできま す。

## 定期巡回導入例

当サービスに適している利用者様は、短時間の支援  
排泄介助だけ 1 日数回してほしい方や、見守りや安否確認・簡単な食事の配膳下膳  
など、短い時間で数回行う支援が向いています  
逆に向いていない利用者様は、30 分を超える支援が 1 日数回ある方となります。

### 事例【要介護 1～2】

- 1 日 1～2 回安否確認をしてほしい
- 内服薬を飲んでいないために、入退院を繰り返している  
当サービスでは「声掛け」「見守り」のサービスが行えます。1 日数回でも声掛けにお伺いして確認を行う事が可能です
- 家族が就労中のため日中独居の状態  
家族が留守中の安否確認や昼食の準備等が行えます

### 事例【要介護 3～4】

- 退院直後で ADL がわからない  
巡回訪問の時間、回数を日々調整可能です。自由度を活かして様々な場面でのアセスメントが可能です
- 転倒の繰り返し、排泄の失敗が多い  
オペレーターにコール頂ければ、随時訪問が可能です  
また事業所によってはご家族様同意の上見守りカメラ設置も可能です

### 事例【要介護 5】

- 家族による身体介護が出来ない  
有資格者による身体介護を受けられます
- 食事・経管栄養をこぼしてしまった。更衣とシーツ交換が必要  
オペレーターにコール頂ければ、随時訪問が可能です

### 事例【ターミナル・看取り】

- 巡回を少なく設定し、随時の対応にする  
例・バイタルや尿破棄で 1 日 1～2 回巡回を使い、吸引時にコールして頂く等  
が可能です

### 3・各事業所のサービス提供エリア

番号	地域名	Link 板橋	SOMPO ケア	セント ケア	たかしま だいら	アウケア	ひより	土屋板橋	むかいほら 訪問
1	成増								
2	赤塚新町								
3	赤塚								
4	三園								
5	大門								
6	四葉								
7	徳丸								
8	高島平								
9	新河岸								
10	舟渡								
11	東坂下								
12	坂下								
13	蓮根								
14	西台								
15	若木								
16	中台								
17	相生町								
18	志村								
19	小豆沢								
20	蓮沼								
21	大原								
22	泉町								
23	前野町								
24	宮本町								
25	清水町								
26	常盤台								
27	上板橋								
28	桜川								
29	東新町								
30	南常盤台								
31	東山町								
32	弥生町								
33	中板橋								
34	双葉町								
35	富士見町								
36	大和町								
37	本町								
38	稻荷台								
39	加賀								
40	仲宿								
41	氷川町								
42	栄町								
43	仲町								
44	大山東町								
45	大山町								
46	大山金井町								
47	大山西町								
48	大谷口北町								
49	大谷口上町								
50	小茂根								
51	向原								
52	大谷口								
53	幸町								
54	南町								
55	中丸町								
56	熊野町								
57	板橋								

## 4・各事業所の特徴

Link 板橋	<p>介護・看護一体型です。</p> <p>終末期・難病・精神疾患の方、インシュリン・吸引・胃婁・点滴等の医療行為がある方でも対応可能</p>
SOMPO ケア (徳丸・若木)	<p>連携型です。</p> <p>「訪問介護」「夜間対応型訪問介護」のサービスも行っておりますので訪問ヘルパーを変えずにご利用者様の ADL に合わせたサービス移行もスムーズに行えます。</p>
セントケア	<p>介護・看護一体型です。</p> <p>「訪問介護」のサービスも行っておりますので介護・看護を変えずにご利用者様の ADL に合わせたサービス移行もスムーズに行えます。</p>
たかしまだいら	<p>連携型です。</p> <p>複合施設（グループホーム、小規模多機能ホーム、居宅介護支援事業所、定期巡回）の為、ご利用者様の状態に応じ移行対応可能</p>
アウケア (板橋・北)	<p>連携型です。</p> <p>多くの問い合わせに即日に対応できるよう板橋（前野町）と板橋北（西台）の 2 事業所を設けています。困難事例含む、あらゆる要介護度に対応します。定期巡回の普及に努めておりますので、契約前の家族説明や退院カンファレンスからのご相談も可能です。</p> <p>「夜間対応型訪問介護」併設、自費での通院介助も行っています。</p>
ひより	<p>連携型です。</p> <p>医療ケア的な訪問と生活支援専門職員の 2 チーム構成で支援させて頂いております。今はまだ必要としていませんが将来的に医療ニーズが高くなる可能性に備えての対応が可能です。喀痰吸引・経管栄養等の対応も行っていますのでターミナル対応もできます。身体介護の職員は喀痰吸引の資格を持っております。</p>
土屋板橋	<p>連携型です。</p> <p>「在宅介護の最後の砦」としてスタッフ一人一人が誇りをもって利用者様、家族様の思いを第一に寄り添ったサービスの提供を目指しています。</p> <p>定期巡回サービスの他、同事業所内に「訪問介護事業」、「重度訪問介護事業」の部署がありますので、ニーズに合ったサービスへの移行が可能となります。</p>
むかいはら	<p>連携型です</p> <p>夜勤を含めた 24 時間シフトを採用していますので、全時間帯の訪問が可能です</p>

・目安となる要介護度（ご利用者様状況）

※要介護度を理由にサービス提供を拒否することは禁止されています。

ご利用者様のサービス利用要介護状態の目安に活用ください。

Link 板橋	全て 癌末 ターミナル 看取り
SOMPO ケア	全て
セントケア	3～5
たかしまだいら	2～5
アウケア	全て 癌末 ターミナル 看取り
ひより	全て 喀痰吸引 癌末 ターミナル 看取り
土屋板橋	全て 癌末 ターミナル 看取り
むかいはら	全て

・訪問内容の特徴

Link 板橋	職員構成・男性 1 名・他女性多数・ベトナム人 4 名 生活介助から医療ケア的介護まで介護士もバイクで回っています。
SOMPO ケア	身体介護が得意です
セントケア	柔軟な対応を心がけています。2024 年 9 月で設立 10 周年
たかしまだいら	職員構成 男性 3 名・女性 4 名。20 代～50 代まで揃ったバランスのとれたメンバーで運営しています。その方の生活に寄り添った支援を行うのが得意です。
アウケア	職員構成・男女比 1：1 です。20 代から 50 代まで幅広い年齢層のスタッフが揃っています。身体介護・生活援助・生活リハビリ等、その人に合うケアを提案します。
ひより	職員構成・正規職員女性のみ、身体支援職員が喀痰吸引資格保持者です。生活支援専用の職員は薬の見守りから買い物代行まで将来的に医療ケアが高くなってでも最後までケアをさせていただきます。
土屋板橋	ご利用者様、ご家族様双方の思いを大切にされたサービスの提供とご提案を心がけております。男性スタッフ比率多め、女性スタッフも在籍しており柔軟な対応が可能です
むかいはら	夜勤を含めた 24 時間シフトを採用していますので、全時間帯の訪問が可能です

・訪問に関する注意点

Link 板橋	緊急コール、道路状況により訪問時間が 30 分位前後する可能性があります
SOMPO ケア	支援時間は介護度や支援内容によって要相談
セントケア	緊急コール、道路状況により訪問時間が 30 分位前後する可能性があります
たかしまだいら	訪問目安 10 分～30 分概ねの訪問回数は契約時にお伝えするが 1～2 週間でのモニタリング結果を基に変更している。ご利用者の状態によって都度変更する。定期巡回は 1 日に複数回訪問できますが都度アセスメントをさせて頂き、判断しています。
アウケア	緊急コール、道路状況により訪問時間が 30 分位前後する可能性があります
ひより	支援時間は 20 分目安・緊急コール随時対応等で訪問時間が 30 分程度前後する可能性があります
土屋板橋	支援時間は 20 分目安・随時訪問や交通状態により訪問時間が 30 分程度前後する可能性があります。
むかいほら	可能な限り希望に応じ、同性での支援としていますが、確約は出来ません。

・レスパイト/入院時の請求対応

Link 板橋	利用者の経済状況による
SOMPO ケア	支援 1 日以上で月請求
セントケア	支援 3 日以上で月請求
たかしまだいら	レスパイト以外でも半月ご利用で月請求
アウケア	支援 1 日以上月請求
ひより	支援 3 日以上月請求
土屋板橋	レスパイト/入院利用 1 日から日割りで請求
むかいほら	退院後の利用が見込まれる場合は、利用料をいただいております

・デイサービスの等の送迎

Link 板橋	対応可能
SOMPO ケア	対応可能
セントケア	基本的に DS 対応・老々介護、独居の場合は要相談
たかしまだいら	要相談（準備のみやドアトウドア対応可能な DS 紹介）
アウケア	要相談（室内までの送迎対応可能な DS のご紹介できます）
ひより	対応不可（準備のみ可能）
土屋板橋	要相談
むかいほら	実施しております

・入浴介助の対応

Link 板橋	要相談
SOMPO ケア	要相談
セントケア	受け入れ可能ですが要相談
たかしまだいら	要相談
アウケア	受け入れ可能ですが要相談
ひより	浴室不可・ベット上（洗髪、手浴、足浴）は必要に応じて可能（ケリーパット使用）
土屋板橋 13	要相談
むかいほら	実施しております

・調理食事介助の対応

Link 板橋	短時間で準備出来るものをお願いしています
SOMPO ケア	基本は電子レンジ製品・火を使う簡単な調理は要相談
セントケア	配食の提供・電子レンジ製品可能
たかしまだいら	温め、配膳のみに移行中、食事介助は要相談
アウケア	電子レンジ製品・配食の提供
ひより	経管栄養（鼻腔・胃婁）・短時間で準備出来るもの 調理不可
土屋板橋	電子レンジ製品・食事介助は要相談
むかいほら	実施しております

・徘徊時対応

Link 板橋	居宅訪問のため屋外での介助・搜索は不可
SOMPO ケア	ご自宅近隣はお探しさせていただきます
セントケア	近所の方、よく買い物に行く場所等に 連絡先を渡しておく事が可能です
たかしまだいら	搜索などは出来ないが関係各署に連絡をします。
アウケア	地域での見守りネットワークの構築を目指しています
ひより	居宅訪問のため屋外での介助・搜索は不可
土屋板橋	居宅訪問のため屋外での介助・搜索は不可
むかいほら	関係各所に直ぐ連絡します

最近の夏は暑すぎて倒れそう…



熱中症による  
高齢世帯の健康被害を予防



エアコンなしで暮らしてきたけど限界かも？

【自宅にエアコンがない  
住民税非課税等の高齢世帯向け】

# エアコン購入費を助成します！

10万円

800世帯限定

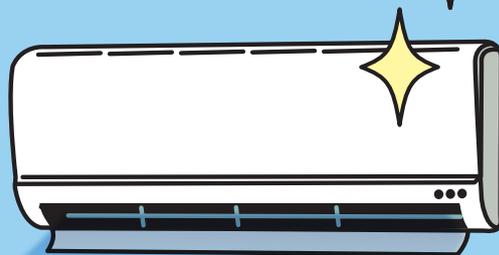
条件あり

申請にはご自宅への訪問調査が必要です **お早めにお問い合わせください** ✨

申請受付中

申請書  
提出期限

2025年  
10月31日 金



対象世帯

**板橋区民**であって、自宅にエアコンが1台も設置されていない

(又は故障して動かない)世帯のうち、以下①～③全てに該当する世帯が対象です

- ① 世帯員全員が65歳以上
- ② 世帯員全員が生活保護(又は中国残留邦人支援給付)を受給していない
- ③ 世帯員全員の介護保険料所得段階が1～6段階(年間保険料が89,900円以下)\*

\*介護保険料所得段階は介護保険料納入通知書(介護保険料決定通知書)をご確認ください

対象機器 自宅の壁・窓などに設置する新品のエアコン

助成上限額 **100,000円** (1世帯1台1回限り)

※エアコン購入費(設置・工事費等含む)と助成上限額の、いずれか少ない額を助成します



**助成金の申請前に、区によるご自宅への訪問調査が必要です**

エアコンが未設置または冷房機能が使用不可であることを確認します

お問い合わせ・助成の申し込み

板橋区エアコン購入費助成金コールセンター

☎ **0120-666-470**

受付時間: 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)



裏面も必ずご覧ください

■板橋区の担当部署  
生活支援課自立支援係 ☎ 03-3579-2455

本事業は板橋区から委託を受けアルティウスリンク株式会社が実施しています



助成について詳しくは  
区ホームページへ ▶▶▶

# 申請前にご確認ください

● 賃貸住宅の場合  
貸主(大家さん)等へエアコンの設置について了解を取っておいてください  
(区営・都営住宅を除く)

● エアコンの購入時期  
交付決定通知を受領後、エアコンを購入してください  
交付決定前に購入すると助成対象外となります

● 他のエアコンがある場合  
ご自宅に冷房機能が使用できるエアコンが1台でもあれば助成対象外です(リビングにエアコンがある場合や、二世帯住宅で子世帯の部屋にエアコンがついている場合など)

## 申請からエアコン購入費助成(振込)までの流れ

1

まずは  
事前相談



コールセンター(☎0120-666-470)にお電話いただき、対象世帯要件の確認や、ご自宅を訪問する日時の調整を行います

2

自宅訪問・調査  
申請書提出



- ① 訪問員がご自宅を訪問し、エアコンが設置されていない(又は故障して動かない)ことの確認を行います  
訪問時、**自宅内の全ての部屋へ入室し、エアコンの設置状況を確認します**ので、ご了承ください
- ② 確認後、訪問員が持参した申請書をその場で記入いただきます

**申請書** 提出期限：2025年10月31日(金)必着

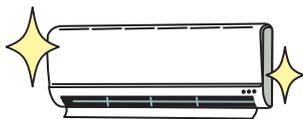
3

交付決定

申請書の記入内容を区が確認した後、ご自宅へ交付決定通知や助成金請求に必要な書類を郵送します

4

エアコン  
購入・設置



新品のエアコンを購入・設置してください  
※領収書や設置したことが分かる書類は保管しておいてください

5

助成金の請求



振込先口座を記入した請求書(3)の交付決定通知に同封)、振込先口座の通帳や領収書などの写しを、返信用封筒で区へ郵送してください

**請求書** 提出期限：2025年12月26日(金)必着

6

助成金振込



請求書等の内容を確認した後、区から申請者へ、助成金交付額確定通知を郵送するとともに、助成金を振り込みます

助成をご希望の方

板橋区エアコン購入費助成金コールセンター

☎0120-666-470

受付時間：午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

令和7年度板橋区介護保険サービス事業者等指導実施方針について

板橋区では、介護給付等対象サービスの質の確保並びに保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険サービス事業者等の事業の人員、設備及び運営等、及び居宅サービス計画の内容並びに介護給付及び予防給付に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する指導及び監査について、実施方針を定めています。

については、令和7年度の「指導の重点項目」をお示ししますので、各事業所におかれましては内容を確認し、適切に業務が行われているか確認をお願いします。

**指導の重点項目**

(1) 人員基準関係

- ① 人員基準に定める従業者の資格及び員数を満たしているか
- ② 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか
- ③ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか

(2) 設備基準・運営基準関係

- ① 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか
- ② 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか
- ③ 業務継続計画(感染症、非常災害)の策定及び職員周知し、必要な研修及び訓練が実施されるとともに、定期的に業務継続計画(感染症、非常災害)の見直しが行われているか
- ④ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため、委員会の開催、研修及び訓練を必要な回数実施するとともに、指針を整備する等必要な措置を講じているか
- ⑤ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか
- ⑥ サービス提供を開始するにあたり、利用申込者又はその家族に対して内容及び手続きの説明並びに同意(個人情報の利用を含む)が適切に行なわれているか
- ⑦ 居宅サービス計画または個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか
- ⑧ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連絡体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策を取っているか
- ⑨ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく身体拘束の廃止や人権侵害への防止に向けた取組みが行われているか
- ⑩ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取り扱いが適切に行われているか。

(3) 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算の要件を満たした上で、介護報酬が請求されているか。また、減算に該当した場合には、適切に介護報酬が請求されているか

特に、居宅介護支援業務について、運営基準に定められたアセスメント・モニタリングの未実施、サービス担当者会議の未開催、利用者の同意を得ていないなど、不適切であるにもかかわらず減額せずに報酬を請求していないか

(4) その他

今後、国、東京都より指導の重点項目が示された場合は、実地指導に取り入れる

指導(実地指導・集団指導)は介護サービス事業者の支援・育成、介護サービスの質の確保・向上を図る観点から実施します。実施にあたっては、ご理解ご協力の程よろしくをお願いします。

令和7年度 第1回

板橋区介護保険サービス事業者集団指導

【経過措置期間が終了した事項について】

介護保険課指導係  
実施日：令和7年6月4日

## <経過措置が終了した事項>

	事項	施行時期
	重要事項のウェブサイトへの掲載	令和7年4月～
	業務継続計画未策定減算の導入	令和6年4月～ ※注1
	高齢者虐待防止の推進	令和6年4月～
	感染症対策の強化	令和6年4月～
	業務継続（BCP）に向けた取組の強化	令和6年4月～
	無資格者への認知症介護基礎研修の 受講義務付け※注2	令和6年4月～

### ※注1

- ・訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援は令和7年4月施行。
- ・通所介護、地域密着型通所介護等は令和6年4月施行。ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

### ※注2

- ・訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く。

## ①重要事項のウェブサイトへの掲載

### 5. ① 「書面掲示」規制の見直し

#### 概要

【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

◎重要事項を記載した文書を書面で掲示することに加えてウェブサイトに掲載することが義務化された。

◎ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。

※指定介護予防支援事業者は自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、ウェブサイトへの掲載を行わないこととすることもできる。ただし、ウェブサイトへの掲載を行わないとしても、書面掲示は行う必要がある。

**【参照】**

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（老企第22号）  
「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（老企第25号）  
「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（老振発第0331003号・老老発第0331016号）

## ②業務継続計画未策定減算について

### 1.(5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

<b>概要</b>	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
<p>○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】</p>	
<b>単位数</b>	<p>&lt;現行&gt; なし</p> <p>▶</p> <p>&lt;改定後&gt;  <b>業務継続計画未実施減算</b>  <b>施設・居住系サービス</b> 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）  <b>その他のサービス</b> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）</p> <p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</p>
<b>算定要件等</b>	<p>○ 以下の基準に適合していない場合（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること</li> <li>・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること</li> </ul> <p>※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。</p> <p>○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。</p>

◎令和7年4月から訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援についても減算が適用される。

◎通所介護及び地域密着型通所介護等については、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には減算を適用しない。令和7年4月以降は、業務継続計画未策定の場合や当該業務継続計画に従った必要な措置を講じていない場合には、減算の適用となる。

※「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A Vol.1(令和6年3月15日)」問 165参照

### ③業務継続計画の策定等について

#### ◎業務継続計画に記載が必要な項目

##### 【感染症に係る業務継続計画】

- ・平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- ・初動対応
- ・感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

##### 【災害に係る業務継続計画】

- ・平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ・緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ・他施設及び地域との連携

〈参考〉厚生労働省ホームページ

政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護施設・事業所  
における業務継続 計画(BCP)作成支援に関する研修

## ◎研修・訓練の実施

→介護職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施しなければならない。

✓研修は、年1回以上定期的に実施、新規採用時にも実施することが望ましい。

✓研修の実施内容については記録すること。

✓訓練は、年1回以上定期的に実施し、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行う。

※感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

※訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わない。

【通所介護・地域密着型通所介護は下記の対応も可】

※自然災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

〈参考〉厚生労働省ホームページ

政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護施設・事業所  
における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

## ④高齢者虐待防止の推進

### 1.(6)① 高齢者虐待防止の推進①

<b>概要</b>	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
<p>○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】</p> <p>○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。</p>	
<b>単位数</b>	<p>&lt;現行&gt; なし</p> <p>▶ &lt;改定後&gt; <b>高齢者虐待防止措置未実施減算</b> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）</p> <p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</p>
<b>算定要件等</b>	<p>○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</li><li>・ 虐待の防止のための指針を整備すること。</li><li>・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</li><li>・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li></ul>

## ◎運営規程

運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」定めておかなければならない。

### 【記載例】

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第●条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う。

四 前3号に掲げる措置適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、区市町村へ報告する。

## ◎委員会の開催

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員に周知徹底を図らなければならない。

### ◎虐待防止の指針

虐待の防止のための指針を整備すること。指針には以下のような内容を盛り込むこと。

#### 【指針内容】

- ・事業所における虐待防止に関する基本的考え方
- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・その他虐待防止の推進のために必要な事項

### ◎研修の定期的な実施

定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時にも必ず研修を実施すること。また、研修の実施内容を記録すること。

### ◎担当者の設置

委員会の開催、指針の整備、研修の実施を適切に実施するための担当者を設置すること。

## ⑤虐待防止措置未実施減算について

◎令和6年度介護報酬改定で高齢者虐待防止措置未実施減算が新設された。令和7年度も引き続き、各サービス事業者は虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じてください。

◎高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

### 【参照】

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（老企第22号）  
「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（老企第25号）  
「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1（令和6年3月15日）」問167

## ⑥感染症対策について

### ◎委員会の開催・設置☒

→感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員に周知徹底を図ること。

✓構成メンバーの責務・役割を明確にし、専任の感染対策を担当する者を決めておく。

✓感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ、随時開催する。

※構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。

※感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

※他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも差し支えない。

※同一事業所内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

※感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備することで、委員会を開催しない事も差し支えない。この場合にあつては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。

## ◎感染症の予防及びまん延の防止のための指針

感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。指針には、以下の内容を盛り込むこと。

### 【指針内容】

#### ・平常時の対策

→事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等

#### ・発生時の対応

→発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等

#### ・その他

→発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制

※各項目の記載内容の例については「介護現場における感染対策の手引き」を参照すること。

## ◎研修・訓練の実施

介護職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

✓研修は年1回以上定期的実施し、新規採用時にも実施することが望ましい。

✓訓練は年1回以上定期的実施すること。

✓研修及び訓練実施記録を作成すること。

※感染症の予防及びまん延の防止に係る研修については、感染症の業務継続計画のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

※感染症の予防及びまん延の防止に係る訓練については、感染症の業務継続計画のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

※机上訓練等、実施方法は問わないが、机上と実地を適切に組み合わせて実施することが適切である。

〈参考〉厚生労働省ホームページ

政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞介護・高齢者福祉＞介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

## 医療情報突合・縦覧点検について

### 【概要】

当区では、医療情報(医療給付実績)と介護情報(介護給付実績)との突合審査を実施しています。また、東京都国民健康保険団体連合会から提供される情報をもとに、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行い、請求内容の誤りの発見に努めています。

### 【目的】

審査・点検を通して、給付調整が必要なサービスを見つけ出し、不適正な請求分については過誤・再請求を行うことにより、介護給付の適正化を図ることを目的としています。

### ① 居宅療養管理指導について

#### 【点検内容】

1人の利用者に対して、複数の医療機関や薬局が居宅療養管理指導を算定している場合や算定回数の限度を超過して請求している場合など、点検を通して請求内容に疑義があるときは事業所に通知を送付しております。

#### 【周知事項】

医療機関や薬局同士で請求の調整を行うにあたって、場合によっては、ケアマネジャーも請求の調整に介入していただくことがございます。介護給付の適正化を図るためにも、ご協力をお願いいたします。

医師・歯科医師が居宅療養管理指導を行う場合、1人の医師及び1人の歯科医師のみが、1人の利用者について1月に2回居宅療養管理指導を算定できます。複数の医師、複数の歯科医師による算定は原則としてできませんが、主治の医師または歯科医師がやむを得ない事情により訪問できない場合については、同一医療機関の医師・歯科医師が代わりに訪問して指導を行った場合も算定できます。ただし、制限回数である2回を超えての算定はできません。

居宅療養管理指導の算定回数制限について、サービスを提供している医療機関や薬局等に周知のほどよろしくお願いたします。

【参考】<居宅療養管理指導の算定回数制限例>  
※詳細は基準・告示・通知等を参照してください。

<p>・主治の医師及び歯科医師 →1人の利用者について、それぞれ月に2回まで算定することができる。</p> <p>・薬局の薬剤師 →1人の利用者に対して、月に4回まで算定することができる。 ただし、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ1月に8回まで算定することができる。</p> <p>・管理栄養士 →1人の利用者について、月に2回まで算定することができる。</p>
---

## ② 居宅介護支援費(計画費)について

### 【点検内容】

居宅介護支援費(サービス計画費)は、サービスの利用実績がある月に算定が可能のため、給付実績のない給付管理表(サービス計画)についてサービスの実施状況を点検しています。

### 【周知事項】

点検において疑義が生じた場合、指定居宅介護支援事業所や指定介護予防支援事業所等に通知を送り、サービスの実施状況を確認しています。通知が届いた場合は、恐れ入りますが期日までに回答を記入していただき、板橋区へ返送してください。

## ③ サービスを算定できる期間や回数に制限がある加算について

### 【点検内容】

サービスを算定できる期間や回数の制限を超えて、請求を行っているものについて点検しています。各加算の算定可能期間や回数を超えて請求を行わないよう、ご注意ください。

# 介護保険事業における 事故発生時の報告について

令和7年度6月 集団指導 板橋区介護保険課指導係

# 目次

1. 令和7年度 周知事項
2. 事故報告書の提出について
3. サービス種別別事故報告届出件数
4. 令和6年度 要介護度別事故発生件数
5. 令和6年度 事故種別件数
6. 令和6年度 事故発生場所別件数
7. 事故事例
8. 事故報告書の提出上の留意点

# 1. 令和7年度 周知事項

- ・事故報告書の様式について（様式第1号）

※令和3年度から周知しておりますが、未だ、旧様式で提出する事業者も散見されます。切り替えをお願いいたします。

- ・事故報告の提出方法について

個人情報 の適正な取り扱いをするためにメールでの報告は廃止し、ファイルストレージシステムにて報告をしていただくこととしております。ファイルストレージシステムは「ファイルストレージシステムで報告したい旨」を介護保険課指導係あてにメールしていただき、そのアドレス宛に所定のURL等を返信する形となっております。

ファイルストレージシステム利用方法はホームページに掲載（★）しておりますのでそちらをご確認ください。

※介護保険課指導係メールアドレス：ki-shido@city.itabashi.tokyo.jp

※郵便での受付もしております。

## ★掲載先

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 > 事業者関係者向け情報（介護）  
>届出・指定 > 介護保険事業者 事故報告書関係

## 2. 事故報告書の提出について

### ①報告の手順

#### 第1報・最終報告

事故発生後、遅くとも**5日以内**に事故報告書（第1報）の項目1から6までを記載し、作成の上、郵送またはファイルストレージシステムで区に提出する。その後、事故処理が完了次第事故報告書（最終報告）の7から9までを記載し、作成の上第1報同様、郵送またはファイルストレージシステムで区に提出する。※FAX・メールでのご提出は受け付けておりません。

なお、**5日以内**に事故処理が完了している場合は事故報告書（第1報）・事故報告書（最終報告）を併用して提出可能。

### ②報告書の様式

様式「事故報告書 様式第1号（ホームページ掲載）」を用いる。

感染症等（新型コロナを含む）で、同案件にかかる事故で複数人の報告が必要な場合は、「事故報告書 様式2号（ホームページ掲載）」をあわせて添付すること。

なお、事業所職員が感染した場合も事故対象。様式第2号の備考欄に職員である旨を分かるように記載する。

### ③報告が不要な場合

#### ☑事故による被害又は影響がきわめて微少な場合

- ・利用者に事故が起きた場合で、特段身体に異常がなく、医療機関の受診が必要ない場合
- ・医療機関を受診したが、診察又は検査のみで治療や処方が必要がない場合

#### ☑老衰、看取り期にあり、死亡した場合

- ・老衰、看取り期により死亡した場合や警察が介入した場合については基本的には提出不要だが、下記の場合は提出が必要となる。

【1】持病以外の病気で医療機関を受診・死亡・救急搬送をした場合

【2】サービスの提供が原因で医療機関を受診・死亡・救急搬送をした場合

※詳しくは板橋区ホームページ「介護サービス事故報告書に関するQ&A」を参照してください。

#### ★掲載先

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 > 事業関係者向け情報（介護）  
>届出・指定 > 介護保険事業者 事故報告書関係

#### ④事故報告の範囲

→各事業者の責任や過失の有無に関わらず、下記のいずれかに該当する場合とする。

- 骨折、外傷、誤嚥、異食などで利用者が治療を要したもの
- 他者の薬の誤薬はすべて報告
- 離設  
(医療機関受診が必要となる程の身体的影響等があった場合・警察へ届け出をした場合)
- 感染症、食中毒、疥癬の発生  
(疥癬の場合は、複数名の感染が確認され、感染拡大の恐れがある場合)
- 介護サービスに起因すると思われる死亡事故
- 個人情報の流出、金品着服、虐待行為などが生じた場合
- 災害(地震・火災など)で介護サービスの提供に影響がある場合
- その他、特に区から報告を求められた場合

#### ⑤報告書の提出先

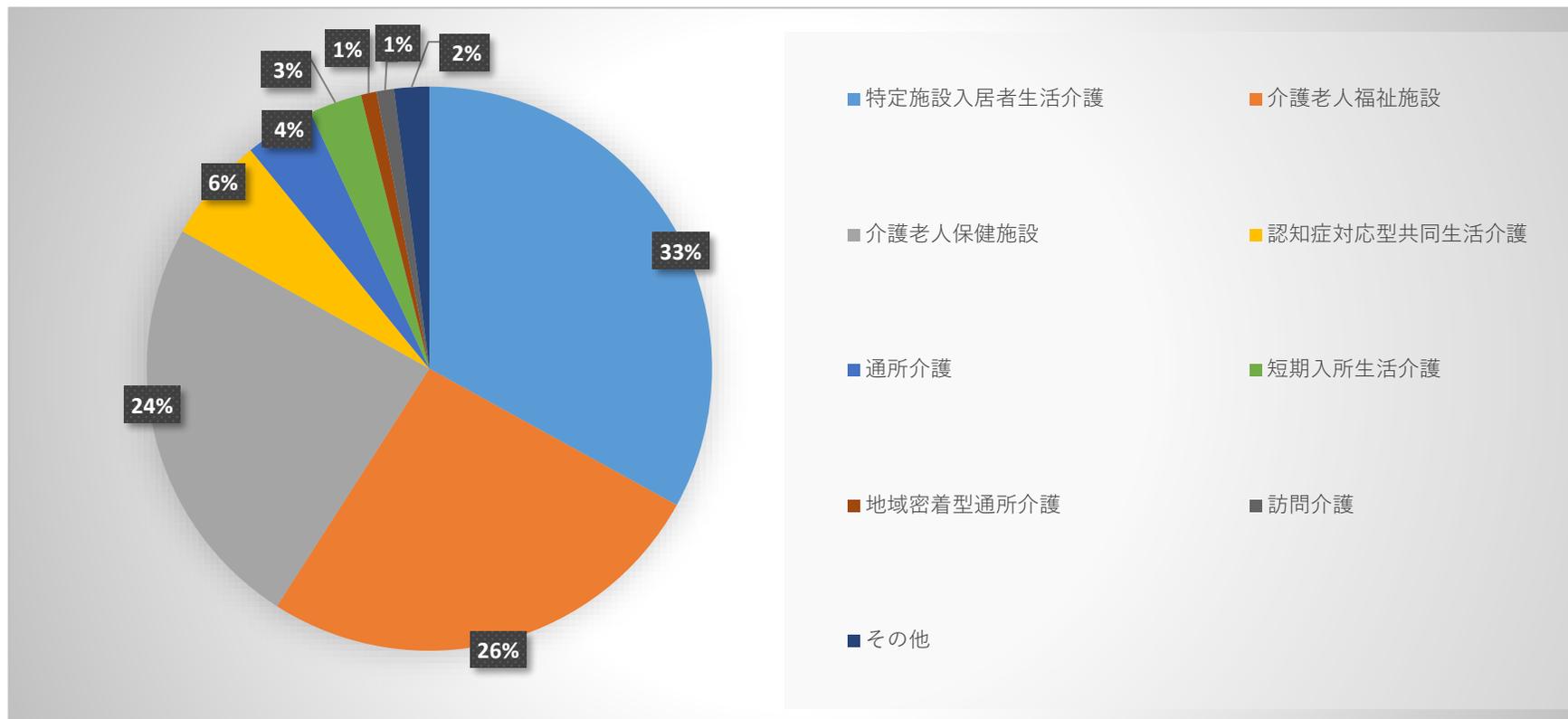
〒173-8501 板橋区板橋2丁目66番1号  
板橋区介護保険課指導係 ☎03-3579-2386  
メール: ki-shido@city.itabashi.tokyo.jp

前述のとおり、ファイルストレージシステムまたは郵送で!

### 3. サービス種別別事故報告届出件数

令和6年度、区へ提出のあった事故報告件数は1714件でした。そのうち、最も届出件数が多かったサービス種別は、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）の572件で全体の33%でした。続いて、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が451件、介護老人保健施設が404件でした。

全体の1714件のうち介助中による事故は217件発生しています。



## 4. 令和6年度要介護度別事故発生件数

令和6年度事故件数 合計1714件のうち介護度別件数は、以下の内訳のとおりです。

### 要支援者

<input checked="" type="checkbox"/> 要支援1	31件
<input checked="" type="checkbox"/> 要支援2	31件

### 要介護者

<input checked="" type="checkbox"/> 要介護1	178件
<input checked="" type="checkbox"/> 要介護2	241件
<input checked="" type="checkbox"/> 要介護3	384件
<input checked="" type="checkbox"/> 要介護4	440件
<input checked="" type="checkbox"/> 要介護5	248件
<input checked="" type="checkbox"/> その他（事業所職員等）	161件

## 5. 令和6年度事故種別件数

令和6年度事故件数 合計1714件  
事故種別内容は、以下の内訳のとおりです。※は特に多い事故。

☑ 転倒	512件	※居室内での転倒事故。特にベッド脇
☑ 転落	68件	※居室のベッドからの転落等
☑ 誤嚥・窒息	15件	
☑ 異食	6件	
☑ 誤薬	140件	※食堂において職員の配薬ミス等
☑ 感染症	761件	※新型コロナウイルス感染症、疥癬
☑ 医療処置関係	4件	※チューブ抜去 等
☑ その他	208件	※離設、原因不明による事故

## 6. 令和6年度事故発生場所別件数

令和6年度事故件数 合計1714件  
事故発生場所は、以下の内訳のとおりです。

☑ 居室	618 件
☑ フロア・リビングルーム	80 件
☑ 食堂	235 件
☑ 共用トイレ	24 件
☑ 廊下	67 件
☑ 浴室	30 件
☑ 玄関ホール	2 件
☑ その他（施設内）	385 件
☑ 敷地内の建物外	6 件
☑ 敷地外	8 件
☑ 自宅	14 件
☑ 送迎中	8 件
☑ その他	237 件

## 7. 事故事例

### ～居室内での事故～

事故報告で1番多かった事故は転倒事故です。例えば、利用者のご自身のみでベッドから起き上がり、歩こうとしてベッド脇や居室内で転倒されるといったものです。

転倒事故は、居室内に限らず、多くの場所で起こりやすい事故です。床が濡れていたたり、特に雨が多い時期などは湿気で床が濡れて滑りやすくなっており、そういった事故も見受けられたので十分に注意してください。

#### 【対応策】

- ★ご本人の状況について、事故防止委員会等を開催し、検討を行う。
- ★センサーマットを使用する。  
⇒過去に職員がセンサーマットのスイッチを入れ忘れたために起きてしまった事故もありました。
- ★転倒緩和のため、ベッド脇にマットを敷く。
- ★見守りの強化を行う。
- ★ベッドを最低床に設定し、転落防止に努める。

## ～誤薬による事故～

続いて、職員の確認ミスやダブルチェックを怠ったために起きた誤薬による事故も多く見られました。特に、利用者が多く集まる食堂で、違う利用者に配薬を行ってしまう事故や、過剰に配薬をし誤って薬を飲んでしまったなどの事故が起きています。

### 【対応策】

- ★利用者をフルネームで呼び、必ず複数人で配薬チェックを行う。
  - ★利用者本人の名前と顔の確認を徹底する。
  - ★複数人の利用者が食卓に着く場合、薬を飲むまで見届けるなど。
- 万が一、誤薬事故が起きてしまった場合は、ご本人の体調管理の徹底を行うとともに、ご家族へもその旨情報提供を行うなどのご対応をお願いいたします。

## ～誤嚥・窒息での事故～

令和6年度も誤嚥・窒息での事故が多く見られました。誤嚥・窒息は死亡につながりやすい事故です。十分に注意して見守りをしてください。

### 【対応策】

- ★ご本人の状況について、事故防止委員会等を開催し、検討を行う。
- ★食事中的見守りを怠らない。
- ★利用者の体調に合わせた食事形態にし、ゆっくり食べてもらうよう案内する。

# ～個人情報流出の事故～

FAXの誤送付、他者の書類の交付、個人情報の紛失など、個人情報に関する事故も起こっています。2重チェックを行うなど、個人情報は細心の注意を払って扱ってください。また持ち出しする際も細心の注意を払ってください。

## 【対応策】

- ★職員同士で2重チェックをする。
- ★鍵付きの鞆に入れる。

# ～転落による事故～

転落事故も多く見られる事故です。ベッドから立ち上がろうとした際に滑り落ちてしまったという事例や車いすの操作中に段差につまずいて転落してしまったという事例がよく見られます。転落事故は重大なけが・病気につながる危険な事故です。十分に注意して見守りをしてください。

## 【対応策】

- ★ベッドにつく際、深く腰をかけてベッド中央に横になれる状態が取れているか見守り確認をする。
- ★ベッドサイドに滑り止めマットを敷く。
- ★車いすを操作するときはゆっくりと利用者のペース・タイミングに合わせて行う。

## 8. 事故報告書の提出上の留意点

- ①「2.利用者情報」の保険者の欄には該当する市区町村の名前をお書きください。
- ②事故の発生から5日以内に第1報を作成し、提出してください。提出が事故発生日から6日以上経過したときは、報告遅延理由欄に遅延理由を記載してください。
- ③最終報告書は当該事故の処理が全て終了した時点でご提出ください。
- ④保険者が板橋区外の利用者の事故については、板橋区への報告と併せて、保険者である自治体にも事故報告書の提出が必要な場合があります。保険者である自治体に事故報告書の提出が必要かどうか確認の上、「6.事故発生後の状況」の連絡した関係機関の欄にチェックと自治体名の記載をお願いいたします。
- ⑤電話での連絡は事故報告書の第1報の提出にあたりません。事故報告書はファイルストレージシステム、郵送又は窓口で提出するようお願いいたします。
- ⑥提出する前に記載事項の不備等がないか確認してからご提出ください。文章が見切れて読めない報告書も散見されます。
- ⑦介護サービス等の提供による事故が発生した場合は、事故が発生した原因の分析及び再発防止策の検討、実行を徹底してください。介護サービスの提供による事故を減らし、利用者が安全に生活できるよう努めましょう。

## 区ホームページにおける「高齢者救急医療情報キット(命のボタン)」 作り方の掲載について

救急医療情報キット(命のボタン)は、高齢者の方がご自宅で具合が悪くなり救急車を呼んだときなどに、かかりつけの病院や緊急連絡先等の情報を筒状の容器やビニール袋の中に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊員の迅速かつ適切な救急活動に活かすことができます。通称「命のボタン」とも呼ばれています。



この度、長寿社会推進課高齢者相談係において、救急医療情報キットの作り方、医療情報シート等のデータをホームページに公開いたしました。

ご多忙の中で恐縮ではございますが、ご担当されている高齢者の方々に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### ホームページの概要

#### (1)内容

- ① 救急医療情報キットが役立つ場面
- ② 救急医療情報キット活用の流れ
- ③ 救急医療情報キットの作り方
- ④ 問合せ先

#### (2)添付ファイル

- ・救急医療情報シート(PDF)
- ・救急医療情報シート(記入例)(PDF)
- ・救急医療情報キット使用マーク(PDF)



#### (3)URL

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/kourei/josei/1055415.html>

上記 URL を直接入力するか、「板橋区 救急医療情報キット」で検索をお願いします。

### 問合せ先

板橋区役所健康生きがい部長寿社会推進課高齢者相談係

電話:03-3579-2464

※当係では、「高齢者紙おむつ等支給事業」や「高齢者理美容師派遣事業」等も担当しております。

# ネットワーク通信

高齢者の悪質商法被害防止につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

悪質商法による高齢者の被害を未然に防止するため、また、早期に被害を発見するためには日常生活をサポートする皆さんの「見守り」が大切です。今回は、個人情報を聞き出す不審な電話に関するトラブルの相談事例を紹介します。

## 【相談事例】

●大手電話会社を名乗る自動音声電話で、「料金未払いのため、2時間後に回線を止めます。問い合わせが必要な場合は電話機の“9”を押してください。」と連絡があった。あわてて“9”を押したら、人が出て、個人情報を聞かれたので氏名や生年月日を伝えてしまったが、後でこの電話会社とは契約していないことに気付いた。



●自宅の固定電話に官公庁を名乗り「これから2時間後に通信できなくなる」という電話がかかってきた。非通知設定からの着信で、突然通信できなくなることはないはずなので、明らかにおかしい。他にも同様の電話がかかる可能性があるので情報提供したい。

## 【消費者センターからアドバイス】

- 官公庁や大手電話会社から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することはありません。
- 「回線を止める」との言葉に、あわてず、不審な電話は一切、相手をせずに、切るようにしましょう。
- 個人情報は絶対に伝えないようにしましょう。
- 日頃から身近な家族や周りの人が高齢者の変化にいち早く気付くことができるよう、見守ることはとても重要です。定期的に様子をうかがい、不審な電話があった場合には個人情報を教えないように伝えてください。

板橋区消費者センター

03 (3962) 3511 相談専用

月曜～金曜（受付時間：午前9時～午後4時30分）

まずはお電話を！



発行：板橋区消費者センター  
問合せ：03 (3579) 2266

# 消費者トラブル ひとりで悩まず すぐ相談 消費者ホットライン

官公庁をかたる  
不審な電話が  
かかってきた



局番なし

# 188

えっ「お試し」の  
つもりだったの  
に、定期購入？



## 「いやや」消費者ホットライン

様々な消費者トラブルに巻き込まれたらまず相談！  
「いやや（188）泣き寝入り。」と覚えてください。

※相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。

消費者ホットラインは地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口におつなぎします。

月曜～金曜	9:00～16:30	板橋区消費者センター(03-3962-3511)
土曜	9:00～17:00	東京都消費生活総合センター(03-3235-1155)
土・日・祝日	10:00～16:00	国民生活センター

「板橋区消費者センター公式X(旧 Twitter)」のご案内



公式アカウント shohi\_itabashi

板橋区消費者センターは、消費者トラブル情報など暮らしに役立つ情報をX(旧 Twitter)でタイムリーに発信しています。フォローよろしくお願ひします。ご自身でX(旧 Twitter)の登録をしなくても、下記の「2次元コード」または「URL」からX(旧 Twitter)をご覧いただけます。

【URL】 [https://x.com/shohi\\_itabashi](https://x.com/shohi_itabashi)

【2次元コード】



郵便等による  
不在者投票ができます

郵便等による不在者投票制度は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方が、その等級や要介護状態区分により、選挙の際に郵送等（郵便又は信書便）で投票ができる制度です。

事前の申請が  
必要です

## 郵便等による不在者投票の対象者

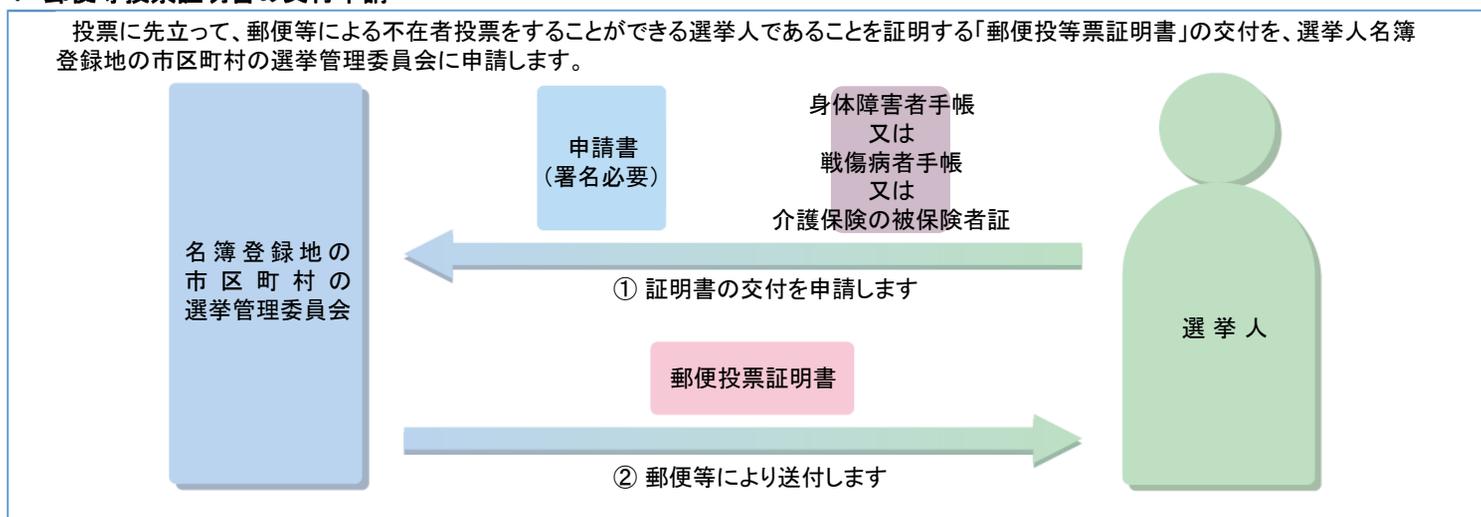
郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方(○印の該当者)又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			備考	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				備考	介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級				特別項症	第1項症	第2項症	第3項症			
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		両下肢、体幹の障害	○	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		要介護5
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○			
	免疫、肝臓の障害	○	○	○										

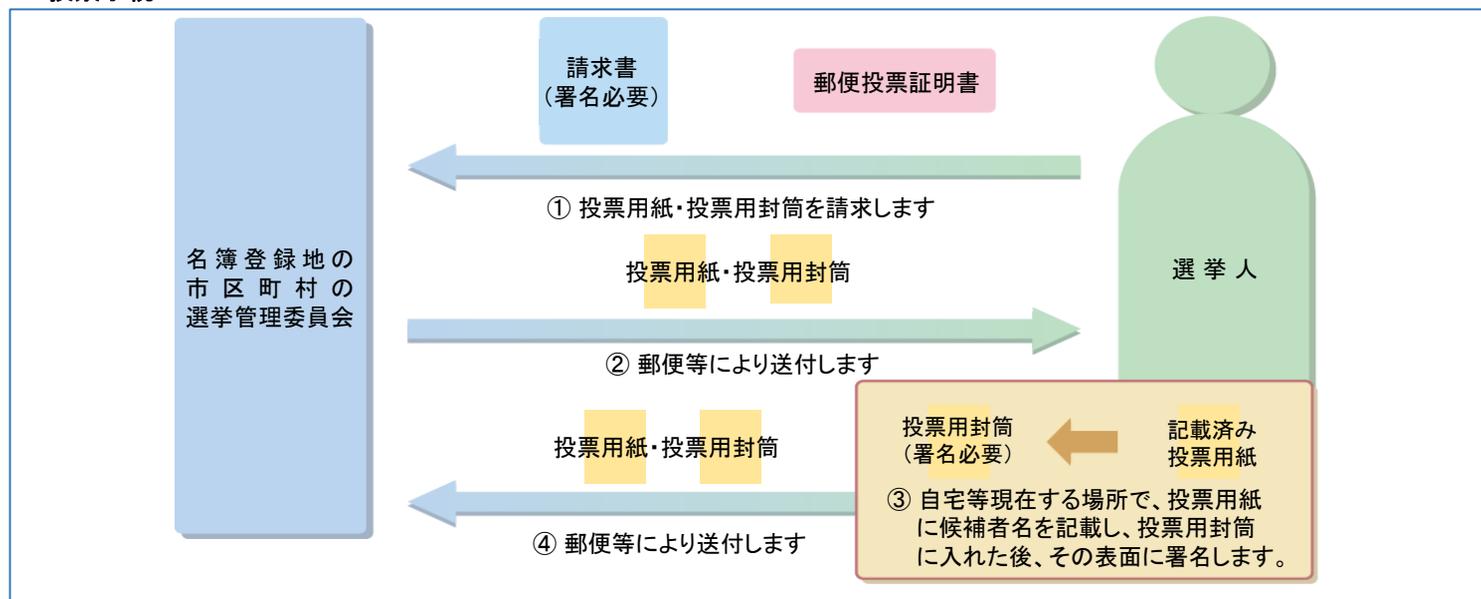
## 郵便等による不在者投票の手続

郵便等による不在者投票の手続きは次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

### 1 郵便等投票証明書の交付申請



### 2 投票手続



## 郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票の対象者で、次の要件のいずれかに該当する方は、事前の届出手続きにより代理記載制度を利用することができます。

- 1 身体障害者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障がい1級の方
  - 2 戦傷病者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障がい特別項症から第2項症までの方
- 手続き等、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

※罰則 代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

問合せ先

〒173-8501  
板橋区板橋二丁目66番1号  
板橋区選挙管理委員会  
03-3579-2681